

Title	予算純計の計出法を評す
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.5 (1926. 5) ,p.535(1)- 573(39)
JaLC DOI	10.14991/001.19260501-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260501-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

物價問題

菊判洋裝全一冊
四一〇餘頁
定價三圓五十錢
送料二十七錢

新

刊

- 第一章 物價の決定
- 第二章 市價の變動
- 第三章 獨占價格
- 第四章 貨幣數量説
- 第五章 物價變動の影響
- 第六章 物價調節の理論と實際
- 第七章 物價調節の可否

凡そ獨立の生計を營める者である限り「物價の騰落」に關心しないものはない。が、この問題たる事項頗る多岐に亘り且龍大の分量を有つが故に勢ひ研究事項の系統立より著者は物價の原理、貨幣數量説、物價調節論等各論の綱出を企圖しつゝあるが、本書は即ち是等各別の研究に先立つ總論的のもので、従つて物價問題の全面に觸れるのである。物價の決定以下六箇の主要目を設け各題下に多年研鑽の結果を結晶した。山積の材料も宛然蠶の繭から絹糸を引く如くに一系して物價騰落の根本原因並に其の騰落の影響を悉皆する

東京日本橋通
丸善株式會社
東京一丁目三丁目丸
大阪 京都 名古屋 神戶 東京

三田學會雜誌 第二十卷 第五號

豫算純計の計出法を評す

高城 仙次郎

一 大藏省の發表せる大正十五年度の歳入出豫算純計

大藏省は四月十四日の官報にて大正十五年度の所謂歳入出豫算純計なるものを發表した。大正十五年度の一般会計に屬する歳入の總計は十六億三千九百三十八萬二千〇九十一圓であつて、歳出の總計も同額である。尙ほ此の外に諸種の特別會計に屬する歳入の總計は三十一億五千二百八十七萬七千九百二十九圓に上り、歳出の總計は二十八億千三百二十四萬七千七百四十六圓に達してゐる。而して一般会計に屬する歳入出と特別會計に屬する歳入出とを通算すれば、左の如

第二十卷

(五三五)

豫算純計の計出法を評す

第五號

一

くになる。

一般會計並に特別會計歳入。豫算總額	四、七九二、二六〇、〇二〇 ^円
一般會計並に特別會計歳出。豫算總額	四、四五二、六二九、八三七

然るに此歳入並に歳出の豫算總額中には二重に計算せられてゐる項目が少なくない。例へば、政府が帝國大學の經費の一部分として交附する金額は、一般會計に在りては、文部省所管の歳出中に計上せられ、且つ帝國大學の特別會計に於て歳入の一部分として計上されてゐる。而かも此金額は真正の意味に於ける帝國の歳出でも無ければ、又歳入でもない。此金額が實際の歳出となるのは、夫れが帝國大學の教職員の俸給若しくは圖書の代金として支出せられるときである。又、同金額が帝國の歳入と看做され得るは、夫れが税金又は專賣益金として、國庫に收納せられるときに外ならない。従つて其金額が大藏省より帝國大學に交附さるゝのは歳出では無い。勿論歳入でもない。是れは恰かも一家の主人が家計費を主婦に交附するときに、其金額をば其家の真正の意味に於ける支出金と看做す可からざると同じである。唯、帝國大學の會計をば一般會計より切離して、獨立の特別會計を立てる結果として、一般會計より特別會計に移す資金を一般會計にては歳出と看做し、特別會計にては歳入として取扱ふ必要が生ずるのである。然しなから、一般會計に屬する歳入又は歳出と特別會計に屬する歳入又は歳出とを通算する場合には、此帳簿上の歳入並に歳出を控除せねばならない。若し之を差引かなければ、歳入並に歳出の通算に於て二重に計算せられることになる。

此種の帳簿上の歳入並に歳出が帝國大學に對する交附金以外に數十項目あつて、其金額の合計は歳入に於て十三億七千七百三十五萬千三百四十一圓、歳出に於て十億六千四百六十四萬五千九百七圓に上つてゐる。此兩金額を前記一般會計並に特別會計歳入出の通算より控除すれば、差引歳入出の豫算總額は左の如くなる。

歳入總計	三、四一四、九〇八、六七九 ^円
歳出總額	三、三八七、九八三、九三〇

即ち是れは帝國政府が大正十五年度中に一方に於て收納し、他方に於て支出する豫定金額の總計であつて、大藏省は之を大正十五年度の歳入出豫算純計として

發表したのである。

成る程二重計算になる項目を控除したるものであるが故に、右の歳入總額並に歳出總額は歳入出の純計と稱し得ないでもないが、豫算純計若しくは純豫算と云ふが如き名稱は、恰かも夫れが國民の純負擔を計量するものであるが如き觀を呈せしめる。然るに大藏省の發表せる純計は決して國民の純負擔額を示してゐるものではない。以下本篇に於て此純計の計出方法に對して短評を加へようと思ふ。

二 豫算純計の調査方法

是れより豫算純計の計出方法を批評したのであるが、大藏省は純計の調査の順序を發表しなかつたから、批評を加へる前に、先づ前記の數字の計出法を説明して置きたいと思ふ。

先づ一般會計に屬する大正十五年度歳入並に歳出豫算は上記の如く十六億三千九百三十八萬二千〇九十一圓として發表されてゐるが、是れは左の如く本豫算と三個の追加豫算との合計である。

種類	歳入	歳出
大正十五年度歳計豫算	一、五九八、二九一、七八五	一、五九八、二九一、七八五
大正十五年度追加豫算	一七、六三五、四九八	一七、六三五、四九八
大正十五年度追加豫算	一五、八六二、五一〇	一五、八六二、五一〇
大正十五年度追加豫算	七、五九二、二〇八	七、五九二、二〇八
合 計	一、六三九、三八二、〇九一	一、六三九、三八二、〇九一

次に特別會計に屬する豫算の合計は、前述の如く、歳入に於て三十一億五千二百八十七萬七千九百二十九圓、歳出に於て二十八億千三百二十四萬七千七百四十六圓と發表されてゐるが、其の内譯は左の如くである。

所管省	特別會計の種類	歳入	歳出
外務省	對支文化事業	四、六五四、〇〇三	二、九九五、三四五
内務省	健康保險	八、〇六二、七八八	八、〇六二、七八八
大藏省	造幣局	一五、七七六、五五四	五、七三四、四四一
同	資金部	七、四八〇、二二三	四二、六五四、七七七
同	印刷局	八、六三二、〇五八	六、六六〇、七〇八
同	專賣局	三二一、〇九七、六二七	一七五、二三八、四二七
同	大藏省預金部	八二、三三三、八五〇	七五、〇一四、〇七五

同	教育基金	一八、二七二	
同	國債整理基金	七〇四、二六四、一三二	七〇四、二六四、一三二
同	公債金	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇〇
同	賠償金	三、〇九〇、〇一八	三七七、三三八
同	國有財産整理資金	八、三九三、四三八	五、六六四、五七七
同	教育改善及農村振興基金	三、四八二、七四〇	七、七一八、六二〇
同	朝鮮總督府	一八八、〇〇六、〇九三	一八八、〇〇六、〇九三
同	朝鮮鐵道用品資金	一八、〇五六、三八〇	一八、〇五六、三八〇
同	臺灣總督府	九九、七七五、二六六	九九、七七五、二六六
同	臺灣官設鐵道用品資金	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
同	關東廳	一四、八五七、一七〇	一四、八五七、一七〇
同	樺太廳	一七、八一三、七三六	一七、八一三、七三六
同	南洋廳	四、三三七、七九五	四、三三七、七九五
同	陸軍造兵廠	四八、六二八、五九九	四九、九七三、四五七
同	千住製絨所	六、一一〇、八六八	六、一一七、七三〇
同	海軍工廠資金	三五、一〇七、九〇八	三五、二九八、六四二
同	海軍火藥廠	三、三二二、一四一	三、三二二、一四一
同	海軍燃料廠	二一、二六六、六七七	二〇、二二二、九一三

文部省	帝國大學	二二、七五五、五〇五	二二、七五五、五〇五
同	資金部	七〇三、二三八	一、二五三、四二五
同	官立大學	七、二五四、四六三	七、二五四、四六三
同	資金部	八五、〇二二	四八四、五〇〇
同	學校及圖書館	一七、七八〇、九七〇	一七、七八〇、九七〇
同	資金部	三八四、一七二	一、二一八、一三〇
農林省	米穀需給調節	七八、一九三、五九三	七八、一九三、五九三
同	製鐵所	九五、五一六、六四五	九四、〇〇三、〇一八
同	簡易生命保險	七六、四六三、四九〇	三〇、八三七、三〇五
同	帝國鐵道	二〇六、四三三、五五四	二〇六、四三三、五五四
同	用品勘定	二一七、二九一、〇二三	二一七、二九一、〇二三
同	收益勘定	六三四、三二〇、一八九	四七九、八八六、六三五
計		三、一四三、六六〇、二〇〇	二、八〇三、三五八、六七二

追加豫算

所管省	特別會計の種類	歳入	歳出
大藏省	國有財産整理資金		二、〇一三、三九二
同	朝鮮總督府	四、四六九、〇六一	四、四六九、〇六一
同	關東廳	一四〇、三四五	一四〇、三四五

第二十卷 (五四二) 豫算純計の計出法を詳す

第五號

八

同	樺太廳	九七七、三四三
同	南洋廳	二八〇、九九二
文部省	帝國大學	七二八、六〇〇
同	資金部	七八、六〇〇
大藏省	國債整理基金	七七六、七〇〇
同	朝鮮總督府	三五〇、〇〇〇
逓信省	郵便年金	一、四九四、六八八
計		九、二一七、七二九
總計		三、一五二、八七七、九二九
		二、八一三、二四七、七四六

最後に一般會計に屬する豫算と特別會計に屬する豫算とを合算した爲めに、二重に計算されたる金額の合計は、歳入に於て、十三億七千七百三十五萬千三百四十一圓、歳出に於て十億六千四百六十四萬五千九百〇七圓となつてゐるが、其の内譯は大藏省の發表に據れば、左の通りである。

一、特別會計益金繰入	三二二、七三五、八七一
一般會計歳入經常部第三	一五八、三〇二、三一七
款の内	
第三項 專賣局益金	一五二、二二二、六四二

第四項 印刷局益金	一、九七一、三五〇	一、教育改善及農村振興基金特別會計より一般會計へ繰入	七、七一八、六二〇
第五項 千住製絨所益金	三、一三八	一、國有財産整理資金特別會計より一般會計へ繰入	七、七一八、六二〇
第六項 海軍工廠資金益金	一、三五〇、〇〇〇	一、國有財産整理資金特別會計より一般會計へ繰入	七、七一八、六二〇
第七項 海軍燃料廠益金	一、二五〇、〇〇〇	一、國有財産整理資金特別會計より一般會計へ繰入	七、七一八、六二〇
第八項 製鐵所益金	一、六一五、一八七	一、國有財産整理資金特別會計より一般會計へ繰入	七、七一八、六二〇
帝國鐵道特別會計資本勘定歳入第一款第一項鐵道益金繰入	一五四、四三三、五五四	一、國有財産整理資金特別會計より一般會計へ繰入	七、七一八、六二〇
一、教育改善及農村振興基金特別會計より一般會計へ繰入		一、國有財産整理資金特別會計より一般會計へ繰入	
一、教育改善及農村振興基金特別會計より繰入	七、七一八、六二〇	一、國有財産整理資金特別會計より一般會計へ繰入	七、七一八、六二〇
一、國有財産整理資金特別會計より一般會計へ繰入	七、六七七、九六九	一、國有財産整理資金特別會計より一般會計へ繰入	七、六七七、九六九
一、造幣局資金部特別會計より一般會計へ繰入	七、六七七、九六九	一、造幣局資金部特別會計より一般會計へ繰入	七、六七七、九六九
一、造幣局資金部特別會計より一般會計へ繰入	一七八、〇八八	一、造幣局資金部特別會計より一般會計へ繰入	一七八、〇八八
一、學校及圖書館資金部特別會計より一般會計へ繰入	一七八、〇八八	一、學校及圖書館資金部特別會計より一般會計へ繰入	一七八、〇八八

第二十卷 (五四三) 豫算純計の計出法を詳す

第五號

九

一、特別會計經費補充金	二六、二九六、七二八
朝鮮總督府特別會計歲入臨時部第三款補充金	一九、九一九、三八五
關東廳特別會計歲入臨時部第二款補充金	三、〇〇〇、〇〇〇
樺太廳特別會計歲入臨時部第五款補充金	一、五七七、三四三
南洋廳特別會計歲入臨時部第二款補充金	一、八〇〇、〇〇〇
一、四分利付支那債券元利補償	一、四九九、〇九三
大藏省預金部特別會計歲入第一款第一項第二目賣却及償還益金の内	三、二三一、六九七
一、他會計より大藏省預金部へ預入金利息	二、二六七、七七九
簡易生命保險特別會計歲入第一款第二項第一目利息收入の内	九六三、九一八
對支文化事業、健康保險、教育基金、賠償金、帝國大學及同資金部、官立大學(及同資金部)、學校及圖書館(及同資金部)各特別會計及帝國鐵道特別會計收益勘定歲入の内利息收入	

學校及圖書館資金部特別會計歲出第二款第一項一般會計へ繰入金	一三〇、〇〇〇
一、特別會計經費補充金	二六、二九六、七二八
一般會計歲出臨時部大藏省所管第三款特別會計經費補充金	二六、二九六、七二八
一、四分利付支那債券元利補償	一、四九九、〇九三
一般會計歲出臨時部大藏省所管第八款四分利付支那債券元利補償の内	三、二三一、六九七
一、他會計より大藏省預金部へ預入金利息	二、二六七、七七九
大藏省預金部特別會計歲出第一款第二項第一目預金利息の内	三、二三一、六九七

一、大藏省預金部特別會計より他會計へ繰入金

一、大藏省預金部特別會計より繰入金

三、七二五、〇〇〇

三、三〇〇、〇〇〇

朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳及樺太廳各特別會計歲入の内

四二五、〇〇〇

一、國債整理基金特別會計へ他會計より繰入金

國債整理基金特別會計歲入第一款第一項乃至第九項他(會計より受入)

四〇八、一二五、八三二

四〇八、一二五、八三二

一、大藏省預金部特別會計より他會計へ繰入金

大藏省預金部特別會計歲出第一款第三項他會計へ繰入金

三、七二五、〇〇〇

三、七二五、〇〇〇

一、國債整理基金特別會計へ他會計より繰入金

一般會計歲出臨時部大藏省所管第十一款國債整理基金繰入金

四〇八、一二五、八三二

二四四、三五三、五九四

朝鮮總督府特別會計歲出經常部第二款國債整理基金特別會計繰入金

一五、一二〇、七二一

臺灣總督府特別會計歲出經常部第十五款國債整理基金特別會計繰入金

四、五八一、八六〇

關東廳及南洋廳特別會計歲出經常部の内國債整理基金特別會計繰入金

一〇二、七九六

樺太廳特別會計歲出經常部第七款國債整理基金特別會計繰入金

一、四〇八、一一〇

米穀需給調節特別會計歲出第一款第四項國債整理基金特別會計繰入金

七二、二四二、八八三

一、健康保險特別會計へ他會計より繰入

健康保險特別會計歳入第

七〇〇、九三五

一、健康保險料

健康保險特別會計歳入第

四九、三二七

一、健康保險特別會計へ他會計より繰入

健康保險特別會計歳出第
一、特別會計保國債償還差益
大藏省預金部特別會計歳入第

七、三三三、三六八

二、五〇〇

七〇〇、九三五

一、健康保險料

健康保險特別會計歳入第

四九、三二七

一、特別會計保國債償還差益

大藏省預金部特別會計歳入第

六、四三二

一、國債整理基金特別會計より

四三、三二〇、〇六〇

一、特別會計保國債償還差益

國債整理基金特別會計歳出第

六、四三二

四三、三二〇、〇六〇

一般會計歳入經常部第四

三、五二五、五四九

帝國鐵道特別會計の分

二、二〇〇、〇〇〇

朝鮮總督府特別會計の分

一、〇五七、〇六二

臺灣總督府、關東廳、樺

二六八、四八七

大藏省預金部特別會計歳入第

三、五八一、八二四

國際證券利子

二二、九〇八、五七一

他會計貸金利子

八、六七三、二五三

帝國鐵道特別會計の分

三、八三六、二五〇

朝鮮總督府特別會計の分

二、八七六、二八〇

樺太廳特別會計の分

一、三二〇、一〇三

臨時軍事費特別會計の分

九〇、六二〇

對支文化事業特別會計歳入第

五五〇、〇〇〇

教育改善及農村振興基金特別會計歳入第

二七九、六九〇

特別會計歳入第

七、四八二、七四〇

第二十卷 (五四七) 豫算純計の計出法を評す

國債整理基金特別會計歳出第

四三、三二〇、〇六〇

帝國大學、官立大學並學校及圖書館各特別會計歳入經常部の内

一三三、二六二

簡易生命保險特別會計歳入第一款第二項第一目利子收入の内

二一六、九九五

一、公債

一般會計歳入臨時部第七款公債金

一五〇、〇〇〇、〇〇〇

朝鮮總督府特別會計歳入臨時部第五款公債金

八〇、〇〇〇、〇〇〇

臺灣總督府特別會計歳入臨時部第三款公債金

一五、〇〇〇、〇〇〇

樺太廳特別會計歳入臨時部第四款公債金

三、〇〇〇、〇〇〇

帝國鐵道特別會計資本勘定歳入第一款第二項公債金

二、〇〇〇、〇〇〇

一、大學及學校圖書館經常支出

五〇、〇〇〇、〇〇〇

帝國大學特別會計歳入經常部

二九、二八七、七四六

第一款第一項政府支出

一二、二七五、八九六

金受入(東京帝國大學)

三、六四一、〇七五

第二款第一項政府支出

二、六六一、七二三

金受入(京都帝國大學)

一、九七六、七三一

第三款第一項政府支出

一、九七六、七三一

一、公債

公債金特別會計歳出第一款公債金支出

一五〇、〇〇〇、〇〇〇

一般會計歳出經常部文部省所管第九款大學及學校圖書館支出金

一五〇、〇〇〇、〇〇〇

一、大學及學校圖書館經常支出

二九、二八七、七四六

一般會計歳出臨時部文部省所管第九款大學及學校圖書館臨時支出金

二九、二八七、七四六

一、大學及學校圖書館臨時支出

四、八六九、五一七

一般會計歳出臨時部文部省所管第九款大學及學校圖書館臨時支出金

四、八六九、五一七

帝國大學及官立大學資金繰入

一、一五四、〇二〇

帝國大學特別會計歳入臨時部各款の内資金繰入

九三一、〇二〇

官立大學特別會計歳入臨時部第一款第一項維持資金繰入

二二三、〇〇〇

第四款第一項政府支出

二、一三一、七九四

金受入(九州帝國大學)

一、八六四、五八三

第五款第一項政府支出

一、八六四、五八三

金受入(北海道帝國大學)

一、八六四、五八三

官立大學特別會計歳入經常部第一款第一項政府支出

三、四二〇、五八七

官立大學特別會計歳入經常部第一款第一項政府支出

一三、五二三、〇四二

同上第四款支那學生養成費支出金受入

六八、二二二

一、大學及學校圖書館臨時支出

四、八六九、五一七

帝國大學特別會計歳入臨時部各款各第一項臨時政府支出金受入

三、九八四、七三五

官立大學、學校及圖書館特別會計歳入臨時部各款各第一項臨時政府支出

八八四、七八二

帝國大學及官立大學資金繰入

一、一五四、〇二〇

帝國大學特別會計歳入臨時部各款の内資金繰入

九三一、〇二〇

官立大學特別會計歳入臨時部第一款第一項維持資金繰入

二二三、〇〇〇

一、大學及學校圖書館臨時支出

四、八六九、五一七

一般會計歳出臨時部文部省所管第九款大學及學校圖書館臨時支出金

四、八六九、五一七

一、帝國大學及官立大學資金繰入

一、一五四、〇二〇

帝國大學特別會計歳入金繰入

九三一、〇二〇

官立大學特別會計歳入金繰入

二二三、〇〇〇

一、造幣局地金代金	四、四九九、七二二	一、造幣局特別會計歳入金部歳入第一項第一項地金賣拂代	四、四九九、七二二
一、各官廳印刷物代金	六、一六九、〇五二	一、各官廳印刷物代金	六、一六九、〇五二
印刷局特別會計歳入第一項第一項第一目製品賣拂代の内	六、一六九、〇五二	一、專賣局より他會計へ煙草賣拂代金	二、七五四、六九二
一、專賣局より他會計へ煙草賣拂代金	二、七五四、六九二	專賣局特別會計歳入第一項第一項第一目煙草賣拂代の内	二、七五四、六九二
一、陸軍造兵廠より陸海軍への供給代金	二四、八三〇、八五九	一、陸軍造兵廠より陸海軍への供給代金	二四、八三〇、八五九
陸軍造兵廠特別會計歳入第一項第一項作業收入の内	二四、八三〇、八五九	一、陸軍造兵廠より陸海軍への供給代金	二四、八三〇、八五九
一、千住製絨所より陸軍への供給代金	三、五七二、二六二	一、千住製絨所より陸軍への供給代金	三、五七二、二六二
千住製絨所特別會計歳入第一項第一項作業收入の内	三、五七二、二六二	一、陸軍工廠資金より海軍への供給代金	三五、〇〇〇、〇〇〇
海軍工廠資金特別會計歳入第一項第一項材料物品賣拂代	三五、〇〇〇、〇〇〇	一、海軍工廠資金より海軍への供給代金	三五、〇〇〇、〇〇〇
一、海軍火藥廠より海軍への供給代金	三、二〇〇、〇〇〇	一、海軍火藥廠より海軍への供給代金	三、二〇〇、〇〇〇
海軍火藥廠特別會計歳入第一項第一項作業收入の内	三、二〇〇、〇〇〇	一、海軍火藥廠より海軍への供給代金	三、二〇〇、〇〇〇
一、海軍燃料廠より海軍への供給代金	一七、六七二、七四一	一、海軍燃料廠より海軍への供給代金	一七、六七二、七四一
海軍燃料廠特別會計歳入第一項第一項作業收入の内	一七、六七二、七四一	一、製鐵所より各會計へ製品賣拂代金	二一、五六三、〇〇〇
製鐵所特別會計歳入第一項第一項第一目生産物賣拂代の内	二一、五六三、〇〇〇	一、製鐵所より各會計へ製品賣拂代金	二一、五六三、〇〇〇
一、郵便物遞送費	二、三一二、六六〇	一、郵便物遞送費	二、三一二、六六〇
帝國鐵道特別會計歳入第一項第一項第一項運輸收入及第二項雜收入の内	二、三一二、六六〇	一、帝國鐵道特別會計歳入第一項第一項第一項運輸收入及第二項雜收入の内	二、三一二、六六〇
一、帝國鐵道通行税	五、〇〇〇	一、帝國鐵道通行税	五、〇〇〇
一般會計歳入經常部第一項第六項通行税の内	五、〇〇〇	一般會計歳入經常部第一項第六項通行税の内	五、〇〇〇

一、海軍工廠資金より海軍への供給代金	三五、〇〇〇、〇〇〇	一、海軍工廠資金より海軍への供給代金	三五、〇〇〇、〇〇〇
海軍工廠資金特別會計歳入第一項第一項材料物品賣拂代	三五、〇〇〇、〇〇〇	一、海軍工廠資金より海軍への供給代金	三五、〇〇〇、〇〇〇
一、海軍火藥廠より海軍への供給代金	三、二〇〇、〇〇〇	一、海軍火藥廠より海軍への供給代金	三、二〇〇、〇〇〇
海軍火藥廠特別會計歳入第一項第一項作業收入の内	三、二〇〇、〇〇〇	一、海軍火藥廠より海軍への供給代金	三、二〇〇、〇〇〇
一、海軍燃料廠より海軍への供給代金	一七、六七二、七四一	一、海軍燃料廠より海軍への供給代金	一七、六七二、七四一
海軍燃料廠特別會計歳入第一項第一項作業收入の内	一七、六七二、七四一	一、製鐵所より各會計へ製品賣拂代金	二一、五六三、〇〇〇
製鐵所特別會計歳入第一項第一項第一目生産物賣拂代の内	二一、五六三、〇〇〇	一、製鐵所より各會計へ製品賣拂代金	二一、五六三、〇〇〇
一、郵便物遞送費	二、三一二、六六〇	一、郵便物遞送費	二、三一二、六六〇
帝國鐵道特別會計歳入第一項第一項第一項運輸收入及第二項雜收入の内	二、三一二、六六〇	一、帝國鐵道特別會計歳入第一項第一項第一項運輸收入及第二項雜收入の内	二、三一二、六六〇
一、帝國鐵道通行税	五、〇〇〇	一、帝國鐵道通行税	五、〇〇〇
一般會計歳入經常部第一項第六項通行税の内	五、〇〇〇	一般會計歳入經常部第一項第六項通行税の内	五、〇〇〇

一、帝國鐵道用品勘定より資金、收益兩勘定への供給代

帝國鐵道特別會計用品勘定歳入第一款第一項用品及工作收入

二一五、五四三、〇〇〇

一、朝鮮鐵道用品資金より朝鮮總督府特別會計への供給代

朝鮮鐵道用品資金特別會計歳入第一款第一項用品及工作收入

一七、九八四、〇七九

一、臺灣官設鐵道用品資金より臺灣總督府特別會計への供給代

臺灣官設鐵道用品資金特別會計歳入第一款第一項鐵道用品實拂代收入

二、九九九、九〇〇

一、造幣局特別會計資金部より教育改善及農村振興基金特別會計へ繰入

教育改善及農村振興基金特別會計歳入第一款第一項造幣局資金受入

一四、〇〇〇、〇〇〇

一、その他
控除額合計

四、五三七、四四九
一、三七七、三五一、三四一

一、帝國鐵道用品勘定より資金、收益兩勘定への供給代

帝國鐵道特別會計資本勘定歳出第一款第一項第二項の内及同上収益勘定歳出第一款第一項事業費の内

二一五、五四三、〇〇〇

一、朝鮮鐵道用品資金より朝鮮總督府特別會計への供給代

朝鮮總督府特別會計歳出經常部第十六款第二項事業費の内及臨時部第七款(改良費)の内

一七、九八四、〇七九

一、臺灣官設鐵道用品資金より臺灣總督府特別會計への供給代

臺灣總督府特別會計歳出經常部第十二款第三項鐵道事業費の内

二、九九九、九〇〇

一、造幣局特別會計資金部より教育改善及農村振興基金特別會計へ繰入

造幣局特別會計資金部歳出第二款第一項教育改善及農村振興基金特別會計へ繰入

一四、〇〇〇、〇〇〇

一、その他
控除額合計

四、五六七、八八六
一、〇六四、六四五、九〇七

三 豫算純計の意義

大藏省の發表せる豫算純計は、前二節の説明に依りて明かなるが如く、

(一) 大正十五年度歳入歳出總豫算

(二) 大正十五年度歳入歳出總豫算追加

(三) 各特別會計歳入歳出豫算

(四) 各特別會計歳入歳出豫算追加

の四種の豫算を通算し、唯二重に計算されたる項目を控除したるに過ぎないものである。従つて是れは豫算純計と稱するよりも寧ろ綜合豫算と稱す可きでないか。純計豫算なる名稱は既に第一節に於て指摘し置いた如く、誤解を招く虞れがある。純収入とは、言ふまでもなく、總収入より總支出を控除せる殘額であつて、純益とは總益金より總損金を差引きたる殘額の謂ではないか。「純」は「純粹」のなる形容句の略字に外ならないから、純粹の意義に於ける何物かに對してのみ用ひ得る形容詞である。従つて歳入出豫算純計と云へば、純粹の歳入並に純粹の歳出に對する豫算であらうと思ふ人があるかも知れぬ。更に又、純粹の歳出と云へば、國

の行政の爲めに、國民が負擔する純粹の政治費の意義に解する人が少なくあるまい。而して純粹の歳入とは此純粹の政治費に充つ可き純粹の歳入、即ち租税、手数料等より生ずる總收入より收稅費を差引きたる殘額の意味に取る者が多からうと思はれる。

然らば大藏省の發表せる歳入出豫算純計は如何と云ふに、幾多の特別會計に屬する歳入出の豫算が含まれてゐる。例へば專賣局特別會計の歳出豫算、即ち一億七千五百二十三萬八千四百二十七圓が其の中に含まれてゐるが、此一億七千五百餘萬圓に對しては、三億千百〇九萬七千六百二十七圓の歳入、主として專賣品の賣上があるから、國庫に對して、従つて國民に對して何等の負擔を醸さざるのみか、却つて一億數千圓の純益を生じてゐるのである。又、帝國鐵道經營の特別會計には左の如く四億七千九百餘萬圓の支出が歳出豫算として計上せられてゐる。

第一款 鐵道作業費	四五四、八八六、六三五
第一項 事業費	二八三、六四三、八二一
第二項 利子及債務取扱費	七一、二八五、八一四

第三項 諸拂戻及立替金	九九、九一七、〇〇〇
第四項 機密費	四〇、〇〇〇
第二款 補助費	五、〇〇〇、〇〇〇
第一項 地方鐵道補助	五、〇〇〇、〇〇〇
第三款 豫備金	二〇、〇〇〇、〇〇〇
第一項 豫備費	二〇、〇〇〇、〇〇〇
合 計	四七九、八八六、六三五

然しながら、此四億餘圓の支出に對しては、左の如く六億圓以上の收入がある。

第一款 鐵道作業收入	六三四、三二〇、一八九
第一項 運輸收入	五二九、九〇三、四〇〇
第二項 雜收入	六、九九九、七八九
第三項 假收入及立替金受入	九七、四一七、〇〇〇

斯くの如く、帝國鐵道の收入は支出よりも多いのであつて、我國有鐵道は一錢の負擔だに國庫に、従つて、國民に蒙らしめてゐないのみならず、一億五千四百四十三萬三千五百五十四圓の純益を擧げてゐるのである。即ち國民は、少なくとも帳簿上に於て、大正十五年度中に一億五千四百餘萬圓の純益を國有鐵道の經營に依り

て收むる豫算になつてゐる。尤も此一億五千四百餘萬圓の収益は、專賣局の益金の如く、國庫に收納せられずして、全部國有鐵道の建設及び改良に費消せらるゝ豫定である。従つて此収益は帳簿上では國の歳入とはならないが、實際には國家の收得になつてゐる。何故となれば、其金が國有鐵道の擴張並に改良に用ひられるのであるから、國有鐵道の資産が夫れ丈け増加することになる爲めである。

斯くの如く、特別會計に屬する歳出中には少しも國民の負擔とならざる支出が多額に含まれてゐる。然るに此等の支出をも一般會計に屬する歳出を合算して、其統計を豫算純計と稱するは、聊か當を缺いてゐるを看做す可きではないか。

勿論總ての特別會計に於て、歳入が專賣局特別會計並に帝國鐵道特別會計に於けるが如く、歳出に超過してゐるのではない。否な總收入が總支出よりも少なくして、其差額をば、國庫より支出してゐる特別會計が少なくない。帝國大學の特別會計は其の一適例である。然しながら、此種の特別會計に屬する歳出の全部は決して國民の負擔でなく、其の内國庫より特別會計に繰入れる金額丈けが國の負擔、従つて國民の負擔であるに過ぎない。特別會計に屬する歳出を全部一般會計豫

算と通算するは、少なくとも國民の負擔額を明かにする目的を僅かにも有する以上は、當を得てゐない。

尤も一般會計に屬する歳入出總豫算並に追加豫算及び特別會計に屬する歳入出豫算及び追加豫算を全部通算することが、一方に於ては政府の手に收められ、又他方に於て政府が支出する豫定になつてゐる金錢の總計を明かにするを目的とするならば、此種の計算自身が悪いと云ふのではない。然しながら、之を豫算純計と稱し得るか、問題である。此總計は政府が大正十五年度中に收め且つ支出する金圓の合計であるから、豫算純計と名付くるよりも寧ろ豫算總計若しくは上文に指摘したるが如く、綜合豫算と稱す可きではないか。大藏省の發表せる所謂豫算純計は一商店の金錢出納帳に載せたる一年間の總受入と總支拂とに類するものであつて、純の字を冠す可き性質の計數とは思はれない。

尤も大藏省の發表した綜合豫算が豫算純計と稱せられたのは、多分二重に編入されてゐる項目を控除した爲めであらうが、一箇の總數を計算するに當りて、其計算を行ふ結果として、重複する計數を控除するのは當然のことであつて、此事の爲

めに、其總數を純總計と稱するのは果して至當であらうか。假りに理論上差支ないとしても、人をして誤解を懐かしむる虞れある以上、夫れを避く可きではなからうか。而かも豫算純計なる言葉は上述の如く政府の純收入及び純支出の豫算の意義に解せらるゝの虞れがある。現に京都帝國大學の沙見三郎氏は『純計豫算』をば此意味で用ひてゐられる。氏曰く『純計豫算は、純收入及び純支出を掲ぐる豫算である。租税收入ならば徴税費を除きたる殘額、私經濟收入ならば經營費を差引きたる純益を收入として豫算に計上するのである。』云々——『經濟論叢』第二十二卷第四號(大正十五年四月號)『總計豫算と純計豫算』

純收入を計出するに當りて、租税徴收費を控除するの可否、並に其他の計算方法に就きては、或は議論の餘地があるかも知れないが、純計豫算をば沙見氏の意味に解する人が多からうと思はれる。若し果して然らば、大藏省の如く總豫算を豫算純計と稱するは人の誤解を招くことにならう。

尤も豫算純計調に付けたる説明書には、『各會計を通じての國民負擔の總額を表はすものと解す可きではない』との斷り書がある。然しながら、此註釋に依りて、名稱の缺點を除くことを得ない。此斷り書は、親が娘に武雄と云ふ名を付けて、常に武雄は女ですと斷つてゐるに類する。其斷りを忘れる度毎に其娘は男であると思はれるであらう。現に四月九日の諸新聞紙に掲載せられた豫算純計には此斷り書が付けてないから、誤解に陥つた人があつたと思はれる。

又、中外商業新報に載せたる此豫算純計調に添へたる『大藏當局の説明』中に、大正十五年度の總豫算が大正十四年度よりも多額に上れるにも拘らず、大正十五年度の純計豫算が大正十四年度の純計豫算よりも少なきは、造幣局益金と公債發行額とが減少せるに起因せるものであると述べたる後に、左の一節がある。

『従つて假令本年度の統計豫算は減少しても國民の購買力其他國民負擔の減少を意味するものではなく多少増加したところになつて居る』。

即ち此一節には『國民負擔』なる言葉が用ひられてゐる。若し此記事に誤謬がないものとするれば、此言葉は純計なる文字と共に益々人を誤解に陥らしむる虞れがあると思はれる。

四 豫算純計の計出法

以上一般會計に屬する本豫算並に追加豫算と特別會計に屬する本豫算並に追加豫算との合計をば豫算純計と稱することの不條理なるを略述したが、序に豫算純計又は純豫算の計出方法に關する私見を述べて稿を終りたいと思ふ。筆者の觀る所に據れば純豫算は國民の負擔となる政府の純支出並に其純支出に充てる政府の純収入に對する豫算でなければならぬ。此意味に於ける純豫算を計出するには、特別會計の歳入出豫算を全部度外視する必要がある。鐵道にせよ、專賣局にせよ、今日では上述の如く國民に何等の負擔を蒙らしめてゐないのみならず、巨額の純収益を舉げてゐる。特別會計を有する他の官衙施設事業等の内には國民に負擔を加へてゐるものもあるが、其負擔額は既に一般會計の歳出豫算に計上されてゐるから、之を更に加算する必要が無い。

斯くの如く、特別會計に屬する歳入出豫算は全部度外視す可きである。然らば、一般會計の歳入出豫算をば純豫算と看做す可きであるかと云ふに、そうで無い。純豫算を計算するには、一般歳計豫算より控除す可き幾多の項目がある。先づ第一に問題となるは遞信事業の収入と支出である。大正十五年度の歳入出豫算に

は、郵便、郵便貯金、電信、並に電話事業の官營に關する左の費目が計上されてゐる。

本豫算 遞信省所管 經常歳出

第一款(本省)

第一項 俸 給	五一六、二二〇
第二項 事 務 費	六六〇、六四三
第二款 遞 信 費	一一八、一八五、二二三
第三款 電氣試驗所	四八六、四六八
計	一二九、八四八、五四四

本豫算 遞信省所管 臨時歳出

第一款第七項 私設無線電信通信事業者養成補助	一〇、〇〇〇 ^圓
第二款 電信電話營繕費	四五二、一六二
第四款 營 繕 費	九一八、五五二
第五款 電話交換擴張費	四八、六二〇、〇〇〇
第六款 電信擴張及改良費	二、〇〇〇、〇〇〇

第九款 貯金獎勵費	八〇、〇〇〇
第十款 郵便貯金局所外預入事務取扱費	六〇五、二七三
第十一款 無線電話施設費	七六、〇〇〇
第十二款 器具機械設備費	一一、八四〇
第十三款 民設無線電信工事監督費	一三、二〇〇
第十四款 民設無線電信連絡通信施設費	七二、三一八
第十五款 災害費	一六一、六七〇
第十六款 震災復舊及新營費	二五、〇〇六、三三四
計	七八、〇二八、三三九
追加豫算	遞信省所管
第二款 遞信費	九五、四八八
第二款 電信電話營繕費	二八九、六二七
第四款 營繕費	一五三、一四五
第十五款 災害費	五五三、〇〇〇

總計

一、〇九二、二六〇
二〇八、九六八、一四三

斯くの如く、遞信省所管事業の經營に要する費用は、總計二億八百九十六萬八千四百四十三圓に上つてゐる。然しながら、此等の事業の収入が合計二億三千〇十三萬四千七百六十五圓の豫算になつてゐる。従つて此等の事業は差引二千四百六十六萬六千六百二十二圓の純益を生じてゐる譯である。大正十五年度には多額の震災復舊費が計上されてゐるにも拘らず、尙ほ是れ丈の収益が生ずる豫算になつてゐるのである。夫れ故、遞信事業費の合計二億八百九十六萬八千四百四十三圓は之を國民の負擔と看做す可きでなくして、純豫算を計出するには當然之を控除しなければならぬ。此等の遞信事業は製鐵、專賣等と同じく官業であつて、製鐵、專賣等が特別會計を有する以上、遞信事業も亦特別會計となす可きである。若し之を特別會計とすれば、其の歳入は二億八百九十六萬八千四百四十三圓で、歳出は二億三千〇十三萬四千七百六十五圓、差引益金二千四百六十六萬六千六百二十二圓は專賣局益金、製鐵所益金と同じく、經常歳入と看做す可きものである。

次に問題となるは森林の經營に關する收入並に支出である。其の經營に要する費用としては本豫算の經常歲出部に森林費として千九百七十三萬六千〇三十九圓、同じく本豫算の臨時歲出部に公有林野官行造林費として百七十二萬八千八百八十四圓を計止してゐる。此兩者の合計は二千四百四十六萬四千九百二十三圓であるが、之に對して四千二百十六萬二千十一圓の森林收入を生ずる豫算になつてゐるから、差引益金が二千六十九萬七千八百八十八圓に上ることになる。従つて森林の經營も國民に何等の負擔を負はさざるのみならず、國庫に收入を齎してゐるのである。夫れ故此經營費も當然純豫算より除かねばならない。

次に歲入豫算より控除しても差支なき國庫の收入としては、左の項目を擧げ得る。

本豫算經常歲入	
專賣局益金	一五二、二二二、六四二圓
印刷局益金	一、九七一、三五〇
千住製絨所益金	三、一三八

海軍工廠資金益金	一、三五〇、〇〇〇
海軍燃料廠益金	一、二五〇、〇〇〇
製鐵所益金	一、六一五、一八七
官有物貸下料	七九八、九八八
配當金收入	九、八五一、五七二
刑務所收入	五、六八八、六一一
免許及手数料	七四七、一七八
懲罰及沒收金	一、八五二、八八四
辨償及違約金	一、六二一、八五七
税關雜收入	八一九、六一九
恩給法納金	二、〇二八、二九〇
恩給法分擔金	三、〇一四
一年志願兵及幼年學校自費生納金	一、三八九、二四〇
小笠原島地方收入	二、〇七五

利子收入 六、五二四、七六六
雑入 三、七九八、四六六

大藏省預金部特別會計ヨリ繰入 三、三〇〇、〇〇〇

教育改善及農村振興基金特別會計ヨリ繰入 七、七二八、六二〇

計 二〇四、四四七、四九七

本豫算臨時歳入

官有物拂下代 四、七一六、一三五

受託造修收入 七〇〇、〇〇〇

受託調査收入 八五、三一五

返納金 八三七、五五八

臘肉獸皮分配金 七八、七二七

港灣修築費納付金 二、九八一、三二二

治水事業費分擔金 八、四六六、五七七

港灣設備費分擔金 二、四九〇、〇〇〇

學術研究獎勵金受入 四五、五〇〇

國有財産整理資金繰入 五、六六四、五七七

造幣局資金繰入 一七八、〇八八

學校及圖書館資金繰入 一三〇、〇〇〇

保險會社納付金 一、三二五、〇七二

計 二七、六八八、八五八

追加豫算 臨時歳入

返納金 二二、二五〇

寄付金 三、二〇三

治水事業費分擔金 二、〇二三、三九二

國有財産整理資金繰入 二、〇二三、三九二

計 四、〇五二、三三七

計 二二六、一八七、五九二

然しながら、右表に示したる項目は何故に歳入より控除さる可きであるかと云

ふに、假りに製鐵所の益金を例に取ることにすれば、大正十五年度に對する益金の豫算は、右表に示すが如く、百六十一萬五千八百八十七圓である。此百六十餘萬圓の益金は、言ふまでもなく、國民が租税として納入したる國庫の收入ではなくして、國家が製鐵事業を經營する結果として生ずる、所謂國民の腹を痛めざる收入である。従つて國民の腹を痛めざる此國庫の收入を以て支辨する政費の一部分も亦國民に何等の負擔を加へてゐない。二億七百萬圓に上る所得税を以て支辨する政費は國民の負擔と看做す可きである。然しながら、國民に何等の苦痛を與ふることなしに生ずる收入たる製鐵所の益金にて支拂ふ政府の經費は國民の負擔となつてゐない。従つて國民が實際に負擔してゐる政費のみを計上す可き純豫算を計出するには、一般會計に屬する歳出豫算より此益金に相當する金額を控除す可きである。而かも、此金額を歳出豫算より控除する以上は、歳入豫算よりも同金額を控除せなければならぬ。

或は其益金は國民が製鐵所に支拂ひたる鐵の代金の一部分であるから、之を國民の負擔と看做すを至當とすると論ずる人もあるかも知れない。然しながら、假りに此政府の製鐵所が民間事業であつたとすれば、夫れ位の利益を會社が擧げるとに相違ない。大正十五年度に於ける製鐵所の作業収入は九千四百六十萬圓の豫算になつてゐる。然るに益金の豫算は僅に百六十一萬五千八百八十七圓であるから、作業収入に對する収益の割合は百分の二に達しない。従つて此益金は政府が製鐵事業を經營する爲めに、特に國民が負擔してゐる支出と看做すことが出来ない。夫れ故に、此金額をば歳入豫算並に歳出豫算より控除するを至當とする。他の項目も亦之に準じて説明が出来るも、一二の例外がある。其の一は專賣局の益金である。大正十五年度に於ける專賣局の作業収入は三億千四百三十三萬七千二百二十三圓の豫算になつてゐるが、之に對して益金の豫算は一億五千三百二十一萬二千六百四十二圓に上つてゐる。収益の率は實に四割九分に上つてゐる。假りに煙草の製造販賣が民間事業であつたならば、縱令夫れが獨占業であるとするも、斯くの如き高率の利益を擧ぐることは不可能であらう。勿論我專賣煙草の賣價の一部分が税金の性質を有してゐることは一般に認められてゐる。然らば、專賣局益金の内幾何をば諸種專賣事業の經營より生ずる當然の利益と看做し、幾何をば

税金、即ち政府が此等の獨占事業を經營する結果として増加した國民の負擔と看做す可きであるか。此割合に就きては勿論種々の意見もあらうが、茲には假りに普通の收益率をば各種の專賣を通して平均一割とし、且つ政府が獨占業を經營する結果として、大量生産、原料並に製品配給の改善、及び廣告の不必要等より生ずる節約をば同じく一割と看做し、合計二割を以て專賣局の正當益金と定め、他の二割九分を税金として取扱ふことにしやう。專賣局の作業収入は上述の如く三億千四十三萬七千二百二十三圓であるから、其の二割は六千二百〇八萬七千四百二十五圓である。此金額は國民の負擔となつてゐないものであるから、一般歳入豫算に計上されてゐる專賣局益金より控除される可きである。然るに、上文の控除金額表には益金全部を掲げてゐるから、此項目は修正されなければならぬ。

次に問題となるは次の項目である。

- 官有物貨下料 七九八、九八八圓
- 官有物拂下代 四、七一六、二三五
- 國有財産整理資金繰入 五、六六四、五七七

- 造幣局資金繰入 一七八、〇八八
- 學校及圖書館資金繰入 一三〇、〇〇〇
- 國有財産整理資金繰入 二、〇二三、三九二
- 計 一三、五〇一、一八〇

此等の歳入は勿論國有財産の一部分より生ずる収入である。然しながら、國有財産は結局國民全體の共有財産であるから、夫れより生ずる収入を以て政費に充つるとすれば、其金額を國民全體の負擔と看做して差支ない。従つて右表の金額も亦上文の控除額表より取除かねばならぬ。

今此二個の修正を施すとすれば上文の控除額は左の如く減少する。

前表の控除總額 三三六、一八七、五九二圓

内差引

專賣局益金中税金と看做す可き金額 九〇、一二五、二二七

(益金總額より正當益金と看做す可き金額を控除したる殘高)

國有財産收入 二二三、五〇一、一八〇

殘額 一三三、五六一、一九五

此金額も亦上文に説明し置きたる遞信事業費並に森林諸費と共に一般歳入出豫算より控除さる可きである。此三種控除金額の通計は左の如く三億六千二百九十九萬四千二百六十一圓に上つてゐる。

- 遞信事業費 二〇八、九六八、一四三^圓
- 森林諸費 二二、四六四、九二三
- 其他の控除額 一三三、五六一、一九五
- 通計 三六二、九九四、二六一

今此通計をば一般會計に屬する歳入出豫算並に歳入出追加豫算より控除すれば、左の如くなる。

- 一般會計歳入出豫算 一、六三九、三八二、〇九一^圓
- 控除額 三六二、九九四、二六一
- 差引殘額 一、二七六、三八七、八三〇

此殘額の十二億七千六百三十八萬七千八百三十圓は即ち大正十五年度の純歳

入並に純歳出の豫算であつて、豫算面に表はれたる國民の純負擔を示してゐる。勿論此金額は政府を維持する爲めに、國民が負擔せる貨幣並に實物支出の金額ではない。政治の爲めに政府が利用しつゝある國有財産の使用は、縱令夫れが豫算面に表はれずとも、全部國民の負擔と看做す可きである。然しながら、大正十五年度に於て差當り國民の負擔に歸す可き貨幣支出の純計は右表に示すが如く、十二億七千六百萬圓と看做し得るのである。